

タイトル	保育・保育労働をめぐる問題（1）
著者	川村，雅則
引用	季刊北海学園大学経済論集，58(3)：163-202
発行日	2010-12-31

《研究ノート》

保育・保育労働をめぐる問題（Ⅰ）

川 村 雅 則

0. はじめに

本稿は、2010年に実施した保育・保育労働に関する調査の結果をまとめたものである。

「子どもの貧困」¹という言葉が象徴するように、子どもの育ちが危機的状況にある。子育てもまた困難な環境にある²。例えば、子どもの親世代である若年層を中心に、高い失業率や非正規雇用など雇用・生活不安がひろがっている。また、少子化・核家族化、地域社会のつながりの希薄化、競争社会の中での子育てという重圧と孤立という問題なども指摘されている。長時間労働で夫の育児参加が困難であり、子育てに関する母親責任が強調される風潮の中で、子育ての苦痛・ストレスがとりわけ母親に重くのしかかる。育児疲れ、育児放棄や児童虐待などの相談件数の増加の背景にはこうした問題があり、親（母親）の責任を強調するだけでは問題は解決しないだろう³。

今日のこうした問題状況に対して保育所（小論では、一部を除き、保育園という一般的な呼称を用いている）や保育労働者の果たすべき役割は大きいといえよう。例えばそれは、2009年4月より施行されている新たな保育所保育指針⁴でも確認できる。

保育のガイドラインとして昭和40年に制定され、今回で3度目の改定となった同指針であるが、改定にあわせて、局長通知から厚生労働大臣による告示となったことにも、保育所の役割が深化・拡大したことが反映されている⁵。ただ問題は、こうした法制度の改定の意義はともかくとして、現在の保育園・保育士にそれに応じるだけの余力やゆとりが果たしてあるのかどうか、ということだ⁶。

例えば、公的保育制度においては、職員の内

¹ この問題については例えば、データの豊富な阿部（2008）を参照。なお同書でも指摘のとおり、わが国の子どもの貧困率は、税・社会保障による所得再分配の後に逆に高くなるという、制度設計上の問題を抱えている。

² 子育ての困難、子どもや保護者の実態等については、垣内・櫻谷（2001）、浅井・丸山（2009）を参照。

³ 子どもの虐待をめぐる問題は松本（2010）を参照。

⁴ 保育所保育指針については厚生労働省のホームページ内で確認できる（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku.html>）。指針の構成は次のとおりである。第1章 総則／第2章 子どもの発達／第3章 保育の内容／第4章 保育の計画及び評価／第5章 健康及び安全／第6章 保護者に対する支援／第7章 職員の資質向上。

⁵ 新保育所保育指針の改定の背景や内容等については、社会福祉法人日本保育協会（2009）を参照されたい。同書では、改定の主なポイントは、①保育所の役割の明確化、②保育の内容、養護と教育の充実、③小学校との連携、④保護者に対する支援、⑤計画・評価、職員の資質向上と整理されている。

⁶ 同指針がもつ問題点や課題については穴戸（2009）を参照。

配置基準や施設の面積等の最低基準（「児童福祉施設最低基準」）が定められているが、前者は、ゼロ歳児3：1（3人の児童に対して保育士1人。以下同様）、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1という、諸外国と比べても著しく低い水準が戦後長らく改善されないまま今日に至っている。保育園に支払われる運営費の金額もまた実態にあわない低い水準であることが指摘されている⁷。

あるいは、この間、家計の困難・収入減などを背景に就労を希望する母親（女性）が増加し、認可保育園に子どもを入所させることができない、いわゆる待機児童問題が——この少子化の下でも——深刻化してきた⁸。だが、こうした状況に対しても、認可保育園はほとんど増やされることなく、公立の保育園にいたっては民営化あるいは統廃合されてきた。つまり、基本的に待機児童問題には、保育園の定員上限の規制を緩和し、子どもを園に詰め込むことで対応されてきたといえよう⁹。その意味でも、既存の保育園はいま大変な状況にあることが推測される。

⁷ 保育所運営費をめぐる問題については、杉山・田村（2009）の第4章など参照。

⁸ 厚生労働省による発表（2010年9月1日）によれば2010年4月1日時点での待機児童数は26,275人で過去最多の水準に変わったという。やむなく認可外の保育園を利用しているケースや預け先がないために就労を断念している潜在的な入園希望者層まで含めるとその数は膨大である。

⁹ 保育分野の規制緩和がどう進められてきたかは、伊藤（2010）などを参照。同書によれば、保育所運営主体の規制緩和で株式会社など営利法人の参入が解禁（但しその参入は進んでいないため、後述の新システムでは運営費の使途制限の見直し等で参入促進を図ろうとしている）、公立保育所の民営化や統廃合の推進、保育所定員の弾力化という名の下での定員超過入所の恒常化、保育士配置の弾力化と短時間勤務保育士の増大、公立保育所運営費などの一般財源化がその具体的な内容としてとりあげられている。

さて、格差・貧困の深刻化、社会保障の機能不全¹⁰という事態に対応すべく、「強い経済、強い財政、強い社会保障」が現政権で掲げられるに至った。しかしその強い社会保障とは何だろうか。

保育の分野では、すべての子どもに対する良質な育成環境の保障、出産・育児と仕事あるいは仕事と家庭の両立支援、女性の就業支援などを目的に、2010年4月に子ども・子育て新システムの基本方向が決定され、6月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」¹¹が打ち出されるに至った。そして、通常国会での法案提出を目指し、現在、議論が進められているところである。

同システムの中身に立ち入ることは省くが¹²、いわゆる改革と呼ばれ進められようとしている政策の中身をみると、市場化・営利化、規制緩和などのキーワードが散見される。ここで、彼ら改革派¹³の主張を整理すれば、次のようになるだろう。すなわち、わが国の保育コストは参入や運営の規制が存在するために高止まりになっている、よって規制を緩和し株式会社などの多様な事業主体を参入させ競争を促進させることでコスト削減が可能になる、また多様な事業主体の参入で供給量も増え待機児童問題も解消する、という。そこでは、児童福祉法や上記指針で言われている保育の専門性¹⁴なども否定され、む

¹⁰ わが国の社会保障のサイズや特徴については、社会保障国民会議の資料を参照。

¹¹ 内閣府のホームページで閲覧可。http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/youkou.pdf

¹² 同システムをめぐる問題点については、伊藤（2010）や中山（2010）を参照。

¹³ ここでは鈴木亘、八代尚宏（敬称略、以下同様）をとりあげている。

¹⁴ 児童福祉法第18条の4「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関す

表 0-1 保育士の賃金等（全国）

	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	労働者数	年収（推計）	
					所定内給与額	千円				
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	万円	
男性	全体	42.0	12.8	165	13	354.6	326.8	1 043.0	1 374 184	529.8
	保育士（保母・保父）	31.1	6.3	171	3	238.6	230.2	690.8	1 010	355.4
	ホームヘルパー	37.8	3.4	169	5	214.6	200.9	249.9	1 168	282.5
	福祉施設介護員	33.6	5.3	167	3	231.5	218.1	553.1	14 539	333.1
	幼稚園教諭	40.0	10.1	174	1	319.7	318.5	970.0	297	480.6
女性	全体	39.4	8.6	163	7	243.2	228.0	570.6	667 868	348.9
	保育士（保母・保父）	33.9	7.6	170	3	216.2	210.2	672.0	15 819	326.6
	ホームヘルパー	45.9	5.4	164	6	200.2	189.5	276.3	6 117	267.9
	福祉施設介護員	39.4	5.4	165	3	206.0	194.3	442.5	32 561	291.5
	幼稚園教諭	30.5	6.7	175	2	221.3	219.4	693.1	5 908	334.9

出所：厚生労働省「平成 21 年 賃金構造基本統計調査」より作成。

しろ保育士等の資格が人的な参入規制として機能していると否定的に評価されてしまう。そして、社会福祉基礎構造改革の先鞭となった介護保険制度の枠組みが十分な検証もなく高く評価され、児童福祉分野にもすみやかに導入するべきだと主張されている。付け足せば、そうした規制の緩和が必要であるのにも関わらず既得権益を擁護しようとする勢力の抵抗でそれが実現できないのだ、とも。

だが、こうした改革はそれだけでなく十分とはいえなかったわが国の公的保育制度（市町村の保育実施責任、保育所の条件確保に関する公的責任、保育所運営費の公費負担責任）を後退・解消させることにならないか。また（小論は保育の質や保育の専門性に言及するものではないが¹⁵⁾、専門性の発揮のた

めに欠かせない労働条件を——現状でも全産業と比べて大きな差があるのに（表 0-1）——さらに悪化させることになるのではないか。それは、彼らが称賛する介護保険制度のもとでもすでに現実のものとなっている。

さて、比較福祉国家論の研究成果に示されるとおり、社会保障の質や量をどうするのか、あるいはその担い手のあり方については可変的であるといえよう¹⁶⁾。改革に抵抗する既得権益層を排して大所高所からの英断が必要であるという（かつてみたような）論調に対して、小論では、保育の実態を明らかにするという作業¹⁷⁾を通じて、どんな保育あるいはどんな社会保障を私たちが求めていくのか、冷静な議論を行うのに貢献したい。

1. 調査の概要など

問題意識は上に書いたとおりだが、こうした調査に取り組むに至ったより直接的なきっ

る指導を行うことを業とする者をいう」とされている。また、指針の第 7 章では「保育所は質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」とされる。

¹⁵⁾ 保育の質や保育の専門性をめぐる議論は、垣内ら（2007）、大宮（2006）、浅井・渡邊（2009）を参照。

¹⁶⁾ 例えば橘木（2010）を参照。

¹⁷⁾ 保育職場のストレスをとりあげた重田（2010）を参照。

かけや、予備調査なども含め、今回の調査の概要をここにまとめておく。

直接的なきっかけは、公務分野の非正規保育士をめぐる問題である。すなわち、2009年に日本労働組合総連合会北海道連合会（略称、連合北海道）との共同で非正規労働者を対象とした大規模な調査研究を行った。その際、公務分野で働く非正規労働者をめぐる問題（法の狭間にあつて、民間の非正規と比べてもその雇用や処遇は劣悪である）について学ぶ機会があり、そこで非正規保育士問題に出会った¹⁸。

その後（2010年に）公立保育園をまわってヒアリングを行ったところ、例えばある保育園では、3分の2がフルタイムの非正規保育士であった。しかも——これは保育士という職種だけに限ったことではないが——継続雇用という解釈をまぬがれるためか、空白期間を設けて「再雇用」（例えば11ヶ月の勤務の後いったん解雇し1ヶ月後に再び雇用など）されているケースや、勤続年数に上限が設けられているところもあり、保育の実践に支障が出ていることが園長から語られた。

こうして、保育士を組織している労働組合¹⁹の協力を得ながら、公立、私立をあわせ、延べ数で10園を訪問し園長からのヒアリングや保育士からのヒアリングを行った。そのうち1園では、2日間にわたり終日、保育の

体験をさせていただいた。

以上の予備調査を行いながら、保育園（園長）と保育士それぞれを対象としたアンケート調査票を作成し、大規模なアンケート調査を実施した。具体的には、北海道庁の保有する名簿にもとづき、道内834の全ての認可保育園に対して調査票を郵送した。調査票は10月初旬に発送した。回収期間は11月末までとした。調査票は、園長を対象としたものを1部、保育士を対象としたものを各園に10部ずつ送った²⁰。以下ではそれぞれを、(1)保育園アンケート（調査）、(2)保育士アンケート（調査）とよぶ。

なお表1-1は、道内の保育園数を公立と私立でわけて整理したものだが、道内全体で見ると私立の保育園が5割超で多いが、札幌市・旭川市・函館市という私立の割合が非常に大きい三市（9割近くが私立）を除くと、公立が逆転して、6割強を占めている。三市を除く市合計では、私立がやや多いのに対して、町村合計では公立の割合が8割近くにまで増大する。

今回用いた調査票の内容は次のとおりである。すなわち、(1)保育園アンケートでは、保育園の基本的な情報（所在地、事業年数、定員と実態など）をはじめとし、保育士の労働条件・処遇、そして、子どもや保護者をめぐる状況を尋ねた。すでに実施された保育分野の規制緩和や導入されようとしている「新システム」に対する評価も尋ねた。(2)保育士アンケートでは、保育士の仕事・生活そして健康状態などをひろく把握することにつとめた。

それぞれの調査における回収数は、保育園調査が323部（うち2部は、調査票2枚のう

¹⁸ その結果については、拙稿「困窮する公共サービスの担い手たち—官製ワーキングプアと保育をめぐる問題」『北海道雇用経済研究所レポート』2010年09月号にまとめた。なお公務分野の非正規問題については、全日本自治団体労働組合（略称、自治労）「臨時・非常勤等職員の実態調査」2009年8月や、総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書について」2009年1月23日などを参照されたい。

¹⁹ 順に、自治労北海道本部、札幌中小労連・地域労働組合（略称、札幌地域労組）、そして全国福祉保育労働組合（略称、福祉保育労）北海道地方本部である。

²⁰ (1)名簿は平成21年4月1日時点のものであったため、すでに廃園あるいは統合されたケースなども含まれていた。(2)20件程度の園から、働いている保育士の人数分の調査票を求められたので、そのように対応した。いずれも、今回の調査に支障を与えるものではないと考える。

表 1-1 公立／私立別にみた道内の保育園数

単位：施設，%

	公立		私立		計	
全道合計	372	44.6	462	55.4	834	100.0
下記の三市を除く	333	62.4	201	37.6	534	100.0
市合計	163	28.7	405	71.3	568	100.0
下記の三市を除く	124	46.3	144	53.7	268	100.0
町村合計	209	78.6	57	21.4	266	100.0
(札幌市)	25	12.8	171	87.2	196	100.0
(旭川市)	5	8.9	51	91.1	56	100.0
(函館市)	9	18.8	39	81.3	48	100.0
(三市計)	39	13.0	261	87.0	300	100.0

出所：北海道保健福祉部資料（平成 22 年 4 月 1 日現在）より作成。

ち 1 枚が欠落のため無効)，保育士調査は 2456（うち 1 部は無効）だった。よって、以下で分析の対象とする有効回答数は、それぞれ、321 部、2455 部である。

なお、小論では無回答は除いて算出しているので、設問によって分母が異なることに注意されたい。

今回は（小論では）、保育園アンケートの結果をまとめ、保育士アンケートの結果は（Ⅱ）にまとめる。なお、保育園アンケートの結果一覧表などを資料として掲載した。

資料 1：保育園アンケート自由記述

資料 2：同、結果一覧表

資料 3：同、調査票

自由記述からは、現場の大変さもさることながら、関係者の目を通じた子どもや保護者の直面する困難も浮かび上がってくる。なお紙幅の都合上、文字のサイズを小さくせざるを得なかったが、元のサイズのものホームページ（<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>）上に掲載している。

2. 調査の結果

保育園アンケート（有効回答 321 部）の主だった結果についてまとめていく。

市町村によって運営されている保育園と社会福祉法人によって運営されている保育園からの回答が多数を占めていた（それぞれ 129 園、180 園）。そこでこれらの二群について詳しくみていくこととし、残りの、学校法人あるいはその他で運営されている保育園の結果は本文では省略する（但し、表中の「全体」の結果には含まれている）。以下ではそれぞれを「公営」「私営」と呼ぶ（後者には、民設民営のほか公設民営も含まれていると思われるので、「公立」「私立」とは呼ばない）。

1) 保育園アンケートにみる保育士の雇用形態と年収等

回答のあった園のうち、全体の 3 割が札幌市内に所在しているが、その多くは「私営」である（表 2-1）。

さて、保育園アンケートでは、各園に対して保育士の人数を尋ねている。資料 2 では各園ごとの保育士の配置状況がまとめられているが、ここでは、全ての保育園の人数をまとめた。但し、それぞれの項目での合計人数が若干異なっていることに留意されたい²¹。

²¹ 本文にも記載のとおり、本調査では「保育士」の人数を尋ねており、「保育士」の資格をもたず

表 2-1 運営主体別にみた保育園の所在地

単位：園，%

	全体		運営主体別			
	321	100.0	公営		私営※	
			129	100.0	180	100.0
札幌市内	91	28.3	6	4.7	83	46.1
その他	230	71.7	123	95.3	97	53.9

注：「私営」は社会福祉法人運営をさす。学校法人・その他の運営は除く（但し「全体」には含む）。以下、同様。

表 2-2 全体、性別、年齢別にみた保育士の人数（全園の合計人数）

単位：人，%

		a. 全体	b. 性別		c. 年齢別※			
			男性	女性	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
全体	321園	4989	143	4843	1780	1121	1050	776
	公営	129園	1590	42	1545	351	342	408
	私営	180園	3218	98	3120	1344	750	612
全体	321園	100.0	2.9	97.1	37.7	23.7	22.2	16.4
	公営	129園	100.0	2.6	97.4	23.2	22.6	26.9
	私営	180園	100.0	3.0	97.0	44.1	24.6	20.1

注：但し、「c. 年齢別」で回答のあったのは「全体」では308園（13園が不明）、「公営」では125園（4園は不明）、「私営」では172園（8園は不明）。

全体の人数、男女別、年齢別の人数をまとめたのが表 2-2 である。

特徴の第一は、約5千人（4989人）の保育士のうちほとんどが女性である。第二に年齢別にみると、40歳未満という相対的に若い層が6割を占めている。とりわけそうした傾向は「私営」で多くみられ、その割合は7割弱に及ぶ。「公営」では逆に40歳以上が半数以上を占めており、50歳以上も3割弱を占めている。

こうした年齢構成の違いには、公立保育所と私立保育所の運営費の違いが反映されている。すなわち、私立の場合には、公立職員との給与格差の是正を図るという観点から職員

の勤続年数に応じて加算（民間施設給与等改善費加算）²²が支給されているものの、それは、10年以上で12%という上限が設けられている。本調査でも、「12%」が44.8%と最多だったが、職員の勤続年数が延びれば（昇給を維持しようとすれば）運営は苦しくなる。よって、結婚や出産を機に——自発的かどうかはともかくとして——辞めていく慣習となっているのだろう。なお、公立においても、運営費が一般財源化されたことで、財政難の市町村が公立保育所の民営化（公設民営化さらには譲渡による民設民営化）を進めていることは先に指摘したとおりである。

さて、保育園には、正規雇用の保育士だけでなく、非正規の保育士が働いている。近

に保育労働に従事するものは含まない設計となっている（パートタイム型非正規を中心にそうしたケースがみられるという）。雇用形態別に人数を聞いた箇所では、合計人数が他の箇所よりも多くなっている。パートを中心に、資格を持たない保育者が含まれている可能性が考えられる。

²² 職員1人当たりの平均勤続年数10年以上で12%加算であり、以下は順に、7年以上10年未満10%加算、4年以上7年未満8%加算、4年未満4%加算となっている。

表 2-3 雇用形態別にみた保育士の人数（全園の合計人数）

単位：人，％

		正規保育士	フルタイム型非正規	パートタイム型非正規	派遣保育士	(再掲)非正規保育士
全体	316 園	2476	1592	948	6	2546
公営	127 園	787	513	332	5	850
私営	177 園	1583	1043	573	1	1617
全体	316 園	49.3	31.7	18.9	0.1	50.7
公営	127 園	48.1	31.3	20.3	0.3	51.9
私営	177 園	49.5	32.6	17.9	0.0	50.5

表 2-4 運営形態別にみた正規及びフルタイム型非正規の年収分布（全園の合計人数）

単位：人，％

		未 満 1 5 0 万 円	} 1 9 9	} 2 4 9	} 2 9 9	} 3 4 9	} 3 9 9	} 4 4 9	} 4 4 9	以上 4 5 0 万 円	合計	再掲		
												未 満 2 0 0 万 円	未 満 2 5 0 万 円	未 満 3 0 0 万 円
正 規	全体	261 園	21	64	126	373	470	369	240	454	2117	85	211	584
	公営	89 園	5	8	12	23	28	56	61	282	475	13	25	48
	私営	161 園	14	32	105	316	426	307	175	166	1541	46	151	467
	全体	261 園	1.0	3.0	6.0	17.6	22.2	17.4	11.3	21.4	100.0	4.0	10.0	27.6
	公営	89 園	1.1	1.7	2.5	4.8	5.9	11.8	12.8	59.4	100.0	2.7	5.3	10.1
	私営	161 園	0.9	2.1	6.8	20.5	27.6	19.9	11.4	10.8	100.0	3.0	9.8	30.3
フ ル タ イ ム 型 非 正 規	全体	235 園	261	344	587	192	26	14	8	1	1433	605	1192	1384
	公営	75 園	94	163	113	18	7	8	3	0	406	257	370	388
	私営	152 園	151	174	458	173	19	6	5	1	987	325	783	956
	全体	235 園	18.2	24.0	41.0	13.4	1.8	1.0	0.6	0.1	100.0	42.2	83.2	96.6
	公営	75 園	23.2	40.1	27.8	4.4	1.7	2.0	0.7	0.0	100.0	63.3	91.1	95.6
	私営	152 園	15.3	17.6	46.4	17.5	1.9	0.6	0.5	0.1	100.0	32.9	79.3	96.9

年、施設の財政難を背景にして、非正規保育士の増加が指摘されている。本調査でもそれぞれの雇用形態に説明文²³をつけて人数を尋ねた結果が表 2-3 である（但し、パート型がどのぐらいの時間のパートタイム労働なのか

は不明）。

結果は、「公営」でも「私営」でも、正規保育士は半数にとどまることがわかる。また半数を占める非正規の中でも、フルタイム型の非正規が多く、全体の 3 割を占めている。

ではここで保育士の年収（平成 21 年値。税込み）をみてみよう。調査では正規とフルタイム型非正規について、50 万円刻みでその分布を尋ねた。結果は表 2-4 のとおりである。

まず同じ正規でも「公営」と「私営」では分布が明らかに異なることがわかる。すなわち、「公営」では 300 万円未満はわずか 1 割に過ぎず 450 万円以上が 6 割であるのに対して、（先述のとおり、年齢や勤続年数等の違

²³ 説明文は次のとおり。すなわち「a）正規保育士とは、雇用期間に定めのない正規の保育士。b）フルタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、正規保育士と同じ労働時間の保育士。いわゆる準職員、臨時職員など。c）パートタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、労働時間が正規にみたない保育士。いわゆるパートタイマーなど。d）派遣保育士とは、人材派遣事業所から派遣されている保育士。」

表2-5 フルタイム型非正規保育士の勤務年数上限の有無及びその年数

単位：園，%

	全体		運営主体別				
			公営		私営		
			307	100.0	124	100.0	173
a. フルタイム型非正規保育士の勤務上限の有無	もうけている とくにもうけて いない	97 210	31.6 68.4	46 78	37.1 62.9	51 122	29.5 70.5
b. 同, その年数	1年 2年 3年 3年超	95	100.0	46	100.0	49	100.0
		31	32.6	25	54.3	6	12.2
		8	8.4			8	16.3
		45	47.4	12	26.1	33	67.3
		11	11.6	9	19.6	2	4.1

いもあるものの「私営」では、300万円未満が3割で300万円台前半が最多(27.6%)となっている。

また特徴の第二は、フルタイム型非正規の年収の低さ、しかも「公営」におけるその低さである。年収200万円未満が全体の3分の2に及ぶ。「私営」における3分の1という数値が少なくみえてしまうほどだ。そして、「公営」「私営」とともにほぼ全員(9割超)が300万円未満におさまっている。

ところで、公営職場では、各自自治体の裁量で非正規公務員の勤続年数に上限を設けているところもある。また、私立でも(人件費負担増あるいは雇い止めができなくなることを回避するためなのか)そうしたケースはある。予備調査で実際に訪問した私立のある園では3年という上限が設けられていた。こうしたケースはどの位あるのだろうか。今回の調査で尋ねた結果が表2-5である。

「公営」で4割、「私営」で3割が上限を設けていると回答している。年数は前者では1年、後者では3年が多い。もっとも、1年と回答したケースにはこの設問を「1回の雇用契約期間」と解釈した可能性も考えられる。「公営」で「1年」の割合が多いが、ここには、空白期間を設けて再雇用しているケースも含まれているのだろうか、さらに検証が必要である。

ただいずれにせよ、「公営」「私営」を問わ

ず、職員のこうした非正規化(しかも上限年数を設けるなどの措置)は、同僚との連携が求められる保育の実践、保育者集団としての実践を困難にすることが懸念される。保育の継続性という観点からも問題ではないか。

2) 園長の目を通してみる、子どもや保護者の困難、保育士の負担

繰り返しになるが、子どもや保護者を取りまく環境の変化の中で、新指針にみられるように保育関係者への期待は大きい。

実際、園長の目を通してみる保育現場は(表2-6)、まず、キ. 特別なケアが必要な子どもが増えている(81.3%)という。保護者に関しても、ア. 養育困難な親が増えている(62.9%)、イ. 保護者の就労不安定・低所得(69.7%)、オ. 育児不安や育児ストレスに悩む保護者の増(59.4%)、そして、カ. (疑わしいケースも含め)虐待(36.8%)、あるいは、エ. 子どもの貧困(17.1%)という問題が生じている。自由記述にも散見されたとおり、「昔に比べるといまはほんとうに親も子も大変」とはどの園でも語られたことである。その意味では、手厚い人員配置もさることながら、年齢構成や経験を考慮した保育士の配置を求めたいところだが、「私営」では若い保育士が中心になっているのが現状であるのは先にみたとおりだ。

なお表2-6のキに関わって、各園における、

表 2-6 子どもや保護者にみられる困難状況

単位：園，%

	全体		運営主体別			
	310	100.0	公営		私営	
			120	100.0	179	100.0
ア. 養育困難な保護者が増えている	195	62.9	72	60.0	120	67.0
イ. 保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる	216	69.7	75	62.5	132	73.7
ウ. 一人親世帯が増えている	229	73.9	89	74.2	130	72.6
エ. 子どもの貧困の問題が生じている	53	17.1	16	13.3	36	20.1
オ. 育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている	184	59.4	69	57.5	109	60.9
カ. 虐待・ネグレクトのケース(疑わしいケースも含む)が増えている	114	36.8	46	38.3	63	35.2
キ. アレルギー児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている	252	81.3	98	81.7	143	79.9

表 2-7 障がい認定を受けている子どもの有無及び「気になる子」の有無

単位：園，%

	全体		運営主体別				
	294	100.0	公営		私営		
			115	100.0	169	100.0	
a. 障がい認定を受けている子どもの有無	0人	112	38.1	40	34.8	68	40.2
	1, 2人	114	38.8	47	40.9	64	37.9
	3, 4人	46	15.6	17	14.8	27	16.0
	5人以上	22	7.5	11	9.6	10	5.9
		260	100.0	100	100.0	151	100.0
b. 「気になる子」の有無	0人	25	9.6	4	4.0	18	11.9
	1, 2人	63	24.2	26	26.0	37	24.5
	3, 4人	75	28.8	24	24.0	47	31.1
	5, 6人	59	22.7	29	29.0	29	19.2
	7人以上	38	14.6	17	17.0	20	13.2

障害認定を受けている子どもや発達の気になる子の数をまとめたのが表 2-7 だ。こうした気になる子や障害をもつ子どもに対しては、子どものもつ共通性と違いをともにとらえながら、なおかつ、子ども一人ひとりの「個」の発達と「集団」の発展を念頭においた、きめ細かなアプローチが必要になるという²⁴。気になる子の背景にある、貧困あるいは精神疾患など家庭や保護者のおかれた状況への目配りも必要だろう。それだけ職員の配置も必

要である。

だが、障害の認定を受ければ職員配置のための金銭的な支援が受けられるとはいえ、その額は必ずしも十分ではない。また子どもの障害の認定を受けることは親として激しい心理的葛藤をともなう行為であって容易ではない。結果として、認定を受けず、園としても特別なケア体制がとれずに現場の負担になっているケースも聞かれたところである。

さて、表 2-8 のとおり、過疎の進む町村部に設置されていることもあってか、「公営」では定員割れが少なくないのに対して、「私営」を中心に、定員超過が恒常的な園が多いようだ（調査では 10 月 1 日時点の状況を尋

²⁴ 藤崎・木原 (2010) のほか、浅井・渡邊 (2009) の第 3 章なども参照。

表2-8 超過/定員割れ状況及び実施している特別保育事業

単位：園，%

	全体		運営主体別				
			公営		私営		
	319	100.0	127	100.0	180	100.0	
a. 超過/定員割れ状況※	80%未満	48	15.0	45	35.4	2	1.1
	80%台	22	6.9	14	11.0	8	4.4
	90%台	35	11.0	21	16.5	14	7.8
	100%台	78	24.5	28	22.0	45	25.0
	110%台	98	30.7	14	11.0	79	43.9
	120%以上	38	11.9	5	3.9	32	17.8
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
b. 実施している特別保育事業(複数回答可)	ア. 延長保育	190	59.2	54	41.9	127	70.6
	イ. 休日保育	12	3.7	5	3.9	5	2.8
	ウ. 一時保育	118	36.8	37	28.7	74	41.1
	エ. 乳児保育	224	69.8	66	51.2	150	83.3
	オ. 障害児保育	206	64.2	81	62.8	119	66.1
	カ. 夜間保育	2	0.6			2	1.1
	キ. 地域子育て支援センター	62	19.3	37	28.7	23	12.8
	ク. 保育所地域活動・補助金あり	47	14.6	15	11.6	32	17.8
	ケ. 保育所地域活動・補助金なし	48	15.0	16	12.4	29	16.1

注：「超過/定員割れ状況」は、資料では「60%未満」以降、10%刻みで集計している。

ねた)²⁵。

しかも、保護者の就労形態が多様化（長時間化）し、かつ、養育支援が求められる中で、特別保育事業が様々に実施されている。例えば、「延長保育」については「私営」では7割（70.6%）が実施している。開所時刻・閉所時刻をみても（表2-9）、平日は7時に開所、19時に閉所という園が、「私営」を中心に多い。

保護者の就労支援は保育園の重要な役割ではあるが、職員増が可能となるだけの条件が整備されなければ、働く側にとっては労働時間の長時間化や不規則な勤務にともなう負担増を意味することになるだろう。

²⁵ 認可保育所が定員を超えて子どもを受け入れる際の制限が2010年4月から撤廃された。なお「公営」を中心にみられる定員割れという現象について、もともと保育所の職員配置基準が実態にあっていないという意味では、定員割れイコール職員の負担の小さいことを意味するものではない。

【042】 保育所は早朝から夕方まで、時には夜間（ローテーション）まで保育を行っています。勤務時間が職員間で違うので、打合せの時間をとることもままなりません。工夫し事務作業をどこで行なうか、また研修機会も全員では行なうことが難しいです。求められていることは多いのですが、職員のメンタルヘルスも今では園長が注意しなければならないことと考える。

【194】 長時間労働・土日休日保育・居残り時間の長さ。書類等の業務の多さ。一時預かり制度により専用の保育士を確保できない。つきっきりになり、他のことができない。職員が不足。働く母親のため働きやすくするためなどと、そのために保育時間を延長し、開所時間を長くする施設を増やしているが、その分の保育士確保の補助金もなく、実際には現職員でシフトを調整するなりしてこなしてい

表 2-9 平日及び土曜日の開所・閉所時刻

単位：園，%

	全体		運営主体別				
			公営		私営		
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
a. 平日開所時刻	7時	133	41.4	17	13.2	108	60.0
	7時より後8時より前	146	45.5	87	67.4	55	30.6
	8時以降	42	13.1	25	19.4	17	9.4
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
b. 平日閉所時刻	18時より前	37	11.5	32	24.8	5	2.8
	18時	76	23.7	42	32.6	32	17.8
	18時より後19時より前	42	13.1	21	16.3	19	10.6
	19時	134	41.7	22	17.1	105	58.3
	19時より後	32	10.0	12	9.3	19	10.6
		319	100.0	127	100.0	180	100.0
c. 土曜開所時刻	7時	131	41.1	17	13.4	107	59.4
	7時より後8時より前	144	45.1	84	66.1	55	30.6
	8時以降	44	13.8	26	20.5	18	10.0
		319	100.0	127	100.0	180	100.0
d. 土曜閉所時刻	18時より前	63	19.7	50	39.4	13	7.2
	18時	102	32.0	44	34.6	54	30.0
	18時より後19時より前	125	39.2	21	16.5	97	53.9
	19時	20	6.3	12	9.4	8	4.4
	19時より後	9	2.8			8	4.4

る状態。中には保育士にも子育て中の親もいて、家庭にひびいてしまっている。またあまり働く母親のためにということばかり大切に、そうすることによって親子の時間が少なくなり、関係も薄くなってきたりはしないだろうか。もっと親子関係をより良いものにできないだろうか…

【258】 気になる子（配慮の必要な子）、要保護家庭などが増えてきている現在、保育が大変になってきている。小学校には特別支援の職員が配置されているのだから、保育所にも人が増えて欲しいと思っている。障害児保育を行なっているのですがそのために職員も配置しているが、それ以上に配慮の必要な子がいるのが現状。職員の中に正職と臨時職員がいて賃金の差も大きいことから臨職さんには「そこまでしてもらえない」というところがある（同じように子どもと関わる中で、差をつけてはいけないと思うが）。

公立保育所なので常に公立のあり方を意識している。民間では受け入れを考える子も率先して受け入れているので、保育士への負担は大きいのではないと思う。
【287】 当園では朝7時から夕方18時までの11時間にプラス延長保育1時間の合計12時間の開園時間に対して、実働7時間拘束8時間の保育士が全員そろっている時間は10時～15時までの5時間だけです。この中で複雑な勤務シフトを組み、何とか1週間のシフトの中に1時間程度の事務時間を1回入れています。しかしこの1週間の中で、子どもがケガをして病院に行くようなことがあれば週に1回しかない事務時間も取り消されることとなります。保育士が休憩時間を事務仕事や保育準備の作業にあてている現状を知ってほしいです。

ところで、記録など事務作業の時間の確保が困難であることは従来から指摘されてきた

表 2-10 保育士の負担と関わってのここ数年の職場の状況、負担の増減 単位：園、%

	全体		運営主体別				
			公営		私営		
	315	100.0	123	100.0	180	100.0	
a. 保育士の負担と関わっての、ここ数年の職場の状況（複数回答可）	ア. 新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え、負担が増している	196	62.2	74	60.2	117	65.0
	イ. 保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり、負担が増している	207	65.7	78	63.4	122	67.8
	ウ. 事務作業を行なう時間が少ないため、持ち帰り仕事が増えている	178	56.5	78	63.4	97	53.9
	エ. 保育士全体のスキルアップ・教育訓練が必要だが、時間・財源・人手等の確保が困難	223	70.8	90	73.2	125	69.4
	オ. 保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状（腰痛やメンタル不全・うつなど）が増えてきた	86	27.3	33	26.8	52	28.9
	カ. 保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で、疲弊する保育士が増えてきた	130	41.3	48	39.0	80	44.4
	キ. 正規を希望していながら長期で非正規のまま働く職員の間で意欲の低下や不満等がみられる	68	21.6	29	23.6	39	21.7
	305	100.0	117	100.0	177	100.0	
b. ここ数年での負担増減	非常に増している	89	29.2	38	32.5	49	27.7
	増している	162	53.1	64	54.7	92	52.0
	軽減されている	7	2.3	2	1.7	5	2.8
	どちらともいえない	47	15.4	13	11.1	31	17.5

ことだが、新指針のもとでは、子どもの育ちに関する長期的見通しをもった保育課程と、それらを年齢ごとに具体化した指導計画を作成し、PDCA サイクル（計画—実行—評価—改善）の視点で自らの実践を振り返り、専門性の向上や保育実践の改善を図ることがより一層強く求められるようになった。むろんそのためには保育の記録が必要とされる。そして繰り返しになるが、保護者に対する支援—場合によっては関係する専門機関との連携も必要になってくる—のほか、小学校との連携なども同指針では強調されたところだ。そうした中で、つまり、ここ数年の職場の状況と保育士の負担の増減についてたずねたものをまとめたのが表 2-10 だ。結果は、

新指針の導入で、ア. 業務内容が拡大し負担が増している（62.2%）、なおかつ、イ. 書類作成業務がさらに煩雑となり負担が増している（65.7%）という。持ち帰り仕事も増えている（56.5%）。また子どもや親の変化にともない、エ. スキルアップ・教育訓練が必要だが時間や財源等の確保も困難（70.8%）な状況だ。

事務時間が確保できない、とは保育現場でよく聞くことだが、新指針で記録作業が増えたため、休憩時間を記録作業に使うのはめずらしくない。また、行事・イベントの準備など忙しくなればさらに持ち帰りや不払い労働が発生することになるという。

【040】 公立保育園の老朽化が進み国からの補助が出来ないことを理由に（民間保育園は市内ほとんど改築されてきているが）公立は民間委託が進んだのみだった。新保育所指針を学び現場で保育をする上で40年以上も前から保育士と子どもの基準はかわらない状況。個別対応しなければならぬ子どもが増えてきているが、手がまわらず、クラス運営に支障をきたしている。長時間保育にともない親も子どもも疲れ余裕のない生活の中で経済的にも困窮し、家庭での生活、特に食事に対する意識の低下、育児力低下が多くみられるなど要支援家庭が増えている。公立の保育士の採用凍結期間があり、20代、30代、保育士が全体数として少なく、いつまでも後輩がいないことにより、保育士の資質面で不安が残る。現場は今すぐ目の前にいる子・状況に目も手もとられがち。もう少し大局的に保育をとらえる必要を強く感じるが、園長として業務量が多く、なかなかそのゆとりができず、自分の未熟さも痛感する。

【093】 事務量の増加（保育要録、各年齢における発達基準表等の記述、クラス便りなど保育を伝えていく工夫）。延長保育を担当しての時差出勤（夜19：15までの延長をして、次の日、早番は7：15出勤等）。養育力が低下している保護者が増えていて子どもの心が不安定になっていたり標準的な発達やしつけが身についていないなども見受けられます。保護者の心の病気、片親家庭などで親自身がいっぱいいっぱいの状況があり、その中に子どもたちは巻き込まれています。そういった子どもたちの安心の場所となるような環境・人的なところに配慮をして日々保育にあたること、保護者の対応で職員は疲弊している現実があります。社

会全体、国全体の取り組みがなければ保育園では対応しきれない状況です。また、気になる子が増えて、各園がその子に追加の職員をつけて対応したり、担任や園内の努力できています。就学前の5歳児検診をすることで親の理解が得られ、親子とも支えられ、前に進んでいけるような仕組み作りが広がっていくよう望んでいます。小学校との連携も必要です。

【109】 ずーっと定員オーバーできているので、園内が雑然とした雰囲気、子ども、特に職員の疲労が増している。開所時間が長く、時差出勤の幅も広がり、職員間の意思疎通や会議をもつ時間帯に大変さが出てきている。また現代の特徴として自分を率直に表現したり自分の思いを言葉にすることが苦手である。仲間意識は薄く、表面的な付き合いで仕事をしているので、本音もわからず、保育の話も深まらない。課題は多いが、取り組む意欲が弱くされている（条件負けするような労働実態もある）。また嫌なことを避けるひが多く、自分自身のことでないと気づかないふりをしたり、かかわらないようにするので、園長・主任保育士の心労が高まっている。

【129】 新保育指針により業務が増えた。保育課程の作成、3歳未満児の個人計画の作成、保育計画のPDCAサイクルの実施による書類作成、保育要録の作成、自己評価の実施などで負担が増した。保護者対応の難しさ。自分の子どもに対する要求が園に対して増えている。発達障害の疑わしい子どもが増えている。手探りの対応が続いている負担。

【169】 新保育指針による事務量の増加は確実に保育士を疲労させている。保育所は常に子どもと一緒に。45分の休み時間以外の事務時間は現実的に取れず負担が増した。

表2-11 保育の規制緩和、子ども・子育て新システムに対する評価など 単位：園、%

	全体		運営主体別				
			公営		私営		
	288	100.0	106	100.0	171	100.0	
a. 定員の上 限の撤廃に ついて	問題がある	218	75.7	83	78.3	128	74.9
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	12	11.3	32	18.7
	問題なし	12	4.2	3	2.8	7	4.1
	わからない	12	4.2	8	7.5	4	2.3
		291	100.0	106	100.0	171	100.0
b. 給食の外 部搬入の容 認について	問題がある	219	75.3	79	74.5	134	77.0
	問題があるがやむを得ない	42	14.4	16	15.1	25	14.4
	問題なし	13	4.5	2	1.9	7	4.0
	わからない	17	5.8	9	8.5	8	4.6
		287	100.0	105	100.0	171	100.0
c. 施設の面 積基準の緩 和について	問題がある	214	74.6	76	72.4	131	76.6
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	14	13.3	30	17.5
	問題なし	10	3.5	4	3.8	4	2.3
	わからない	17	5.9	11	10.5	6	3.5
		272	100.0	87	100.0	174	100.0
d. 「子ども・ 子育て新シ ステム」に 対する評価	非常に問題が多い	129	47.4	21	24.1	104	59.8
	問題がある	64	23.5	25	28.7	35	20.1
	問題点もあれば評価できる点もある	44	16.2	21	24.1	20	11.5
	よくわからない	35	12.9	20	23.0	15	8.6

【280】〇〇計画をつくり評価せよという市の指導もあり、事務作業が増えた。入所前に家庭でのしつけや生活リズムができておらず、健常児であっても手のかかる子どもが増えた。本来子どもの保育が主であるのに、近年親を支援することも求められるようになった。その結果、保育士が親のストレス発散の対象となる場合もある。

【290】新「保育所保育指針」には保育士が理想の人間像として求められているように思います。現場で労する保育士一人ひとりがこのような姿で子どもと関わることは理想であり、納得できる場所です。ありますが、それには保育士に対しての国から、また地方自治体からの補助金等は少額で正規職員として雇用出来る人数は限られている。日本の将来を担う子ども達が本当に大切にされるためにも保育士に対しての助成金が今よりもっと必要と考えています。その実現を強く願っています。

【298】子ども中心ではなく、自分中心の

考えの保護者が増えてきているため、親指導の面での負担がかなり増えた。精神面で満たされていない子どもが増え、一人ひとりに関わらなければならない時間が非常に増えた。新指針により求められることが多くなり、また子ども・保護者との関わりも増え、ゆとりのある時間が全くなくなり、保育士自身にゆとりがなくなっている。

【319】保育士の質の向上が求められ、研修・研鑽の時間を限られた時間の中で行なっていること。保育日誌、連絡ノート、カリキュラム、自己評価、保護者への対応（対応の難しい親が増えてきている）など。

最後に、この間の保育分野の規制緩和²⁶や、新システムに対する保育園側の評価についてふれておく（表2-11）。

²⁶ 保育政策の動向については、全国保育団体連絡会・保育研究所（2010）を参照。保育園の最低基準の地方条例化を目指した地域主権改革法案が現在継続審議になっている。

まず前者については、(a) 定員の上限の撤廃、(b) 給食の外部搬入の容認、(c) 施設の面積基準の緩和それぞれについて、「問題がある」という回答が、「公営」でも「私営」でも全体の4分の3前後を占めた（全体では順に75.7%、75.3%、74.6%）。

(b) は、食の安全、アレルギー児への対応に格別の注意を払い、なおかつ、貧困家庭を中心にみられる食生活の乱れなどに対応している現場としては容認しがたい、食育の推進という政府の方針に矛盾するものでもあるととらえられているようだ。自園での給食は保育の一環であるという位置づけが強調されていた。また(a)(c)、すなわち定員数や施設の面積は子どもの発達保障にとって重要な条件であり、ただでさえ貧しい水準にある現行の最低基準をさらに割り込むものとして問題視されている（いずれも自由記述を参照）。

しかしながら(d) 新システムについては、確かに全体でみれば問題があるという評価が多い（「非常に問題が多い」に限っても5割弱）ものの——それが第一の特徴だが——「公営」だけでみるとその割合はやや低下する。「よくわからない」のほか、無回答も多かった（中には、公立なので回答を控える、というコメント付もあったが）。「公営」（≡地方・郡部）では新システムはどう評価されているのだろうか。保育現場の地域間格差の検証などが課題として残された。

まとめに代えて

貧困の防波堤、親の就労・養育支援の場としての保育園。指針がいうとおり、保育関係者に求められる役割は大きいといえよう。

だが、今回の保育園アンケートによれば、保育士の半数は非正規雇用だった。収入も非正規雇用を中心に低く、「公営」ではフルタイム型非正規の3分の2が200万円未満とい

う水準だった（私営でも3分の1）。保育園・保育士が行う仕事は深化・拡充しているものの、現場に対する支援は乏しく、負担が増しているのが現状だ。

ところで自由記述をみると、親自身の責任・モラルを問う声も散見される（例えば、親になりきれない親、子どもと向き合えない親など）。そうした「困った」ケースもまた、親の成育の環境の変化、仕事や生活での困難を反映しているのだろうが、もはや、共感的な理解や支援が困難なほど現場もまた疲れているということだろうか。では、実際に保育実践にあたっている保育士の労働や生活の状況を(Ⅱ)でみていこう。

引用・参考文献

- ・浅井春夫、金澤誠一編著『福祉・保育現場の貧困』明石書店、2009年
- ・浅井春夫、渡邊保博編著『保育の質と保育内容——保育者の専門性とは何か』新日本出版社、2009年
- ・浅井春夫、丸山美和子編著『子ども・家族の実態と子育て支援——保育ニーズをどう捉えるか』新日本出版社、2009年
- ・阿部彩『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店、2008年
- ・伊藤周平『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』かもがわ出版、2010年
- ・大宮勇雄『保育の質を高める——21世紀の保育観・保育条件・専門性』ひとなる書房、2006年
- ・垣内国光、東社協保育士会編著『保育者の現在——専門性と労働環境』ミネルヴァ書房、2007年
- ・垣内国光、櫻谷真理子編著『子育て支援の現在——豊かなコミュニティの形成をめざして』ミネルヴァ書房、2002年
- ・重田博正『保育職場のストレス——いきいきとした保育をしたい！』かもがわ出版、2010年
- ・穴戸健夫『実践の目で読み解く新保育所保育指針』かもがわ出版、2009年
- ・社会福祉法人日本保育協会編『わかる！できる！新保育所保育指針実践ガイド』中央法規出版株式

- 会社, 2009年
- ・杉山隆一, 田村和之編著『保育所運営と法・制度 — その解説と活用』新日本出版社, 2009年
 - ・鈴木亘『社会保障の「不都合な真実」— 子育て・医療・年金を経済学で考える』日本経済新聞出版社, 2010年
 - ・鈴木亘『財政危機と社会保障』講談社, 2010年
 - ・全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書 (各年版)』ちいさいなかま社, 各年
 - ・橘木俊詔『安心の社会保障改革 — 福祉思想史と経済学で考える』東洋経済新報社, 2010年
 - ・中山徹『よくわかる 子ども・子育て新システム』かもがわ出版, 2010年
 - ・藤崎春代, 木原久美子『「気になる」子どもの保育』ミネルヴァ書房, 2010年
 - ・ベネッセ次世代育成研究所『第1回 幼児教育・保育についての基本調査報告書 (幼稚園・保育所編)』ベネッセコーポレーション, 2009年
 - ・松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困 — 「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店, 2010年
 - ・八代尚宏編『「官製市場」改革』日本経済新聞社, 2005年
 - ・八代尚宏『「健全な市場社会」への戦略』東洋経済新報社, 2007年

研究者のみならずさまざまな立場から出されたアンケータを導く、思い

ます。⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

の民営化が行なわれ、当該園では打合せや事務量が

増加している。⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

配属は、おそまつを通り越して既がけが限りです。職

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

を保護されなければ個別計画も支援計画も必要ない、食

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

それを考慮しないで行かうことは非常に問題がある。③先行きが不透明な中で予定は全く見えない。そうすべきで代を相う子どもたちの保育を行なうというところは現場で発生する必要があるといふべき、いつか何らかの形で発生するのではないかと不安感をおそわらわていくのが多い。

②①の公費を削減する保育サービスの量を確保しようとしているため質の低下が起こることは必至。市場競争の中で保育が生き残るためにコストを下げる→コストの大半を占める人件費を下げる→保育士の賃金が下がらざるを得ない。保育士の非正規化が進む→保育士が定数しかいない→十分の保育士が確保されず保育の質が低下。③職員の最低賃金が大幅に引き上げられているのにそれを考慮に入れない。単純に子どもを任せて保育士の数が減らされてしまう。個別の配置やかわりの必要な子どもが多いが、ひとりで担当では十分行き届かず、日々積み重ねていく。とにかく将来を担う大事な子どもにもかけて予算が少なすぎ。

②②①市町村、国の子ども子育て支援策の強化。但し財政状況は市町村も厳しく、子育て支援策に使うための交付金等という他の施策を別の財源として明確にしなければ金融、子育て支援施策が後退となる心配がある。国の充実した財政支援は欠かせないと考えるが、市町村への直接的な財源とならない心配もある。（また具体的に示されていない。市町村の協議や準備が行なえる期間の長さも必要。②子ども1人1人の教育や子育て費の充実についても考えたい。③職員の必要（保育士の確保、未熟児入園保育者の増、保育内容の充実（保育の日数及び保育時間の延長、保育要綱改訂や地域ごとのかわり）。

②②②①具体的な内容が示されていないままに制度変更のみが決定されていること自体が大きいため、クラス経営が難しくなっている。

②②③①新システムについては子ども話が先行しているのがとても不安である。事務的処理が増える（書き物が増える）ゆとりのある保育、柔軟な取組た保育が求められる状況になっている。しつかり保育が取り組めるシステムがとれないものか。

②②④①未米を担任や子ども達が自身ともに健やかに育てられるには国が責任をもつことが一番重要と考えられている。保育園が「子どもが育つ場」としての実践も数多く出されている。そこは注目して欲しい。子育てが市場原理にうもれてしまうのは非常に危機感を持っている。②大切な条件として人的確保・住環境・空間的な確保は、調剤と関係がある。食べないことも、急いで食べない、調剤する音においや調理してくれる人との関わりでも

らうか、ある意味、20年経って完全に崩壊してしまっただろうか、あるいはやがて崩壊の危機に瀕している、一気に崩壊してしまうか、すみません。

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

は現制度をすてに使っている。(B) 今まで散々食費と子どもが見える食事作り等を行なってきたのに何を話しているのか分からない。(C) 現制度の他を説明してほしいと思つている。現に市内、道内でも昔の施設等は80名や120名の面積で建てているが、開所時60〜90名のままの施設も多くあるし、内容は、良い。③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

な部分はどうなるのかと問題を感じる。②最低賃金が大幅に上がっている。子どもにお金をかけない＝お金をかけていない。③公立の未定。でも非正規の枠を確保することが必要ではないか。④延長保育を実施しているが、正規職員、フルタイム非正規職員が不足し、パートタイマーを多数使っている。また保育士の収入が不安定で入札収入が激しく、また保育士として働いてもらいが、専門的知識がなくもって来ている。正規、フルタイム非正規の精神的負担は大きい。

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

②②①①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

資料2 保育園アンケート集計一覧表

		全体					運営主体別				社会福祉法人・所在地別					
		321 100.0		129 100.0		180 100.0		7 100.0		5 100.0		札幌市内		それ以外		
				公営(市町 村営)		社会福祉法 人		学校法人		その他		札幌市内		それ以外		
		321 100.0		129 100.0		180 100.0		7 100.0		5 100.0		83 100.0		97 100.0		
所在地	札幌市内	91	28.3	6	4.7	83	46.1	2	28.6			83	100.0			
	札幌以外の石狩	16	5.0	8	6.2	7	3.9	1	14.3					7	7.2	
	渡島	25	7.8	9	7.0	13	7.2	1	14.3		2	40.0		13	13.4	
	檜山	2	0.6	2	1.6											
	後志	19	5.9	11	8.5	7	3.9			1	20.0			7	7.2	
	空知	24	7.5	11	8.5	12	6.7	1	14.3					12	12.4	
	上川	34	10.6	15	11.6	17	9.4	1	14.3	1	20.0			17	17.5	
	留萌	4	1.2	3	2.3	1	0.6							1	1.0	
	宗谷	8	2.5	7	5.4			1	14.3							
	オホーツク	15	4.7	12	9.3	3	1.7								3	3.1
	胆振	19	5.9	11	8.5	8	4.4								8	8.2
	日高	17	5.3	11	8.5	6	3.3								6	6.2
	十勝	29	9.0	13	10.1	16	8.9								16	16.5
	釧路	12	3.7	5	3.9	6	3.3				1	20.0			6	6.2
	根室	6	1.9	5	3.9	1	0.6								1	1.0
		192	100.0			180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
同一法人の保有 園数	1園のみ	80	41.7			72	40.0	6	85.7	2	40.0	33	39.8	39	40.2	
	複数園	112	58.3			108	60.0	1	14.3	3	60.0	50	60.2	58	59.8	
		314	100.0	122	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
事業年数	10年未満	49	15.6	8	6.6	33	18.3	7	100.0	1	20.0	12	14.5	21	21.6	
	～15年未満	8	2.5	1	0.8	7	3.9					1	1.2	6	6.2	
	～20年未満	5	1.6	3	2.5	2	1.1					1	1.2	1	1.0	
	～25年未満	6	1.9	1	0.8	5	2.8					1	1.2	4	4.1	
	～30年未満	24	7.6	8	6.6	16	8.9					5	6.0	11	11.3	
	～35年未満	67	21.3	24	19.7	43	23.9					23	27.7	20	20.6	
	～40年以上	60	19.1	32	26.2	28	15.6					20	24.1	8	8.2	
	40年以上	95	30.3	45	36.9	46	25.6			4	80.0	20	24.1	26	26.8	
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
平日開所時刻	7時	133	41.4	17	13.2	108	60.0	5	71.4	3	60.0	69	83.1	39	40.2	
	7時より後8時より前	146	45.5	87	67.4	55	30.6	2	28.6	2	40.0	2	2.4	53	54.6	
	8時以降	42	13.1	25	19.4	17	9.4					12	14.5	5	5.2	
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
平日閉所時刻	18時より前	37	11.5	32	24.8	5	2.8							5	5.2	
	18時	76	23.7	42	32.6	32	17.8	1	14.3	1	20.0	15	18.1	17	17.5	
	18時より後19時より前	42	13.1	21	16.3	19	10.6	1	14.3	1	20.0			19	19.6	
	19時	134	41.7	22	17.1	105	58.3	5	71.4	2	40.0	61	73.5	44	45.4	
	19時より後	32	10.0	12	9.3	19	10.6			1	20.0	7	8.4	12	12.4	
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
土曜開所時刻	7時	131	41.1	17	13.4	107	59.4	4	57.1	3	60.0	69	83.1	38	39.2	
	7時より後8時より前	144	45.1	84	66.1	55	30.6	3	42.9	2	40.0	2	2.4	53	54.6	
	8時以降	44	13.8	26	20.5	18	10.0					12	14.5	6	6.2	
			319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
土曜閉所時刻	18時より前	63	19.7	50	39.4	13	7.2					1	1.2	12	12.4	
	18時	102	32.0	44	34.6	54	30.0	2	28.6	2	40.0	19	22.9	35	36.1	
	18時より後19時より前	125	39.2	21	16.5	97	53.9	5	71.4	2	40.0	57	68.7	40	41.2	
	19時	20	6.3	12	9.4	8	4.4							8	8.2	
	19時より後	9	2.8			8	4.4			1	20.0	6	7.2	2	2.1	
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
定員数	60人未満	44	13.8	23	18.1	18	10.0	2	28.6	1	20.0	3	3.6	15	15.5	
	60人	72	22.6	31	24.4	37	20.6	4	57.1			15	18.1	22	22.7	
	60人超90人未満	19	6.0	7	5.5	12	6.7					4	4.8	8	8.2	
	90人	102	32.0	36	28.3	61	33.9	1	14.3	4	80.0	28	33.7	33	34.0	
	90人超120人未満	12	3.8	8	6.3	4	2.2					1	1.2	3	3.1	
	120人	52	16.3	18	14.2	34	18.9					24	28.9	10	10.3	
	120人超	18	5.6	4	3.1	14	7.8					8	9.6	6	6.2	
			319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
超過/定員割れ 状況	60%未満	21	6.6	21	16.5											
	60%台	12	3.8	11	8.7			1	14.3							
	70%台	15	4.7	13	10.2	2	1.1							2	2.1	
	80%台	22	6.9	14	11.0	8	4.4					1	1.2	7	7.2	
	90%台	35	11.0	21	16.5	14	7.8					1	1.2	13	13.4	
	100%台	78	24.5	28	22.0	45	25.0	2	28.6	3	60.0	24	28.9	21	21.6	
	110%台	98	30.7	14	11.0	79	43.9	3	42.9	2	40.0	46	55.4	33	34.0	
	120%以上	38	11.9	5	3.9	32	17.8	1	14.3			11	13.3	21	21.6	

		単位：園、%													
		全体		運営主体別				社会福祉法人・所在地別							
				公営（市町村営）	社会福祉法人	学校法人	その他	札幌市内	それ以外						
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
実施している特別保育事業（複数回答可）	ア. 延長保育	190	59.2	54	41.9	127	70.6	6	85.7	3	60.0	68	81.9	59	60.8
	イ. 休日保育	12	3.7	5	3.9	5	2.8	1	14.3	1	20.0	1	1.2	4	4.1
	ウ. 一時保育	118	36.8	37	28.7	74	41.1	4	57.1	3	60.0	39	47.0	35	36.1
	エ. 乳児保育	224	69.8	66	51.2	150	83.3	5	71.4	3	60.0	75	90.4	75	77.3
	オ. 障害児保育	206	64.2	81	62.8	119	66.1	5	71.4	1	20.0	62	74.7	57	58.8
	カ. 夜間保育	2	0.6			2	1.1					1	1.2	1	1.0
	キ. 地域子育て支援センター	62	19.3	37	28.7	23	12.8	1	14.3	1	20.0	2	2.4	21	21.6
	ク. 保育所地域活動・補助金あり	47	14.6	15	11.6	32	17.8					11	13.3	21	21.6
	ケ. 保育所地域活動・補助金なし	48	15.0	16	12.4	29	16.1	1	14.3	2	40.0	15	18.1	14	14.4
			294	100.0	115	100.0	169	100.0	7	100.0	3	100.0	78	100.0	91
障がい認定を受けている子どもの有無	0人	112	38.1	40	34.8	68	40.2	2	28.6	2	66.7	29	37.2	29	42.9
	1, 2人	114	38.8	47	40.9	64	37.9	3	42.9			36	46.2	28	30.8
	3, 4人	46	15.6	17	14.8	27	16.0	2	28.6			9	11.5	18	19.8
	5人以上	22	7.5	11	9.6	10	5.9			1	33.3	4	5.1	6	6.6
		260	100.0	100	100.0	151	100.0	7	100.0	2	100.0	68	100.0	83	100.0
「気になる子」の有無	0人	25	9.6	4	4.0	18	11.9	3	42.9			8	11.8	10	12.0
	1, 2人	63	24.2	26	26.0	37	24.5					13	19.1	24	28.9
	3, 4人	75	28.8	24	24.0	47	31.1	3	42.9	1	50.0	22	32.4	25	30.1
	5, 6人	59	22.7	29	29.0	29	19.2	1	14.3			19	27.9	10	12.0
	7人以上	38	14.6	17	17.0	20	13.2			1	50.0	6	8.8	14	16.9
	313	100.0	123	100.0	178	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	95	100.0	
待機児童の有無（2010年10月1日現在）	いない	133	42.5	85	69.1	42	23.6	3	42.9	3	60.0			42	44.2
	いる	93	29.7	21	17.1	67	37.6	3	42.9	2	40.0	51	61.4	16	16.8
	わからない	87	27.8	17	13.8	69	38.8	1	14.3			32	38.6	37	38.9
	321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0					
給食の外部搬入の実施状況	行っていない	313	97.5	124	96.1	177	98.3	7	100.0	5	100.0				
	行っている	8	2.5	5	3.9	3	1.7								
	314	100.0	124	100.0	178	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	95	100.0	
総職員数	10人未満	38	12.1	32	25.8	5	2.8	1	14.3					5	5.3
	～15人未満	50	15.9	31	25.0	18	10.1			1	20.0	1	1.2	17	17.9
	～20人未満	54	17.2	22	17.7	28	15.7	4	57.1			9	10.8	19	20.0
	～25人未満	64	20.4	12	9.7	50	28.1	1	14.3	1	20.0	29	34.9	21	22.1
	～30人未満	55	17.5	15	12.1	38	21.3	1	14.3	1	20.0	21	25.3	17	17.9
	～35人未満	27	8.6	5	4.0	20	11.2			2	40.0	14	16.9	6	6.3
	35人以上	26	8.3	7	5.6	19	10.7					9	10.8	10	10.5
	321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
保育士全体の人数	10人未満	79	24.6	59	45.7	18	10.0	1	14.3	1	20.0			18	18.6
	～15人未満	64	19.9	25	19.4	35	19.4	4	57.1			10	12.0	25	25.8
	～20人未満	89	27.7	26	20.2	59	32.8	2	28.6	2	40.0	36	43.4	23	23.7
	～25人未満	55	17.1	11	8.5	43	23.9			1	20.0	22	26.5	21	21.6
	～30人未満	19	5.9	2	1.6	16	8.9			1	20.0	11	13.3	5	5.2
	30人以上	15	4.7	6	4.7	9	5.0					4	4.8	5	5.2
	321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0	
女性保育士の割合	90%未満	34	10.6	16	12.4	18	10.0					8	9.6	10	10.3
	～95%未満	43	13.4	16	12.4	25	13.9	1	14.3	1	20.0	12	14.5	13	13.4
	～100%未満	25	7.8	6	4.7	19	10.6					8	9.6	11	11.3
	100%	219	68.2	91	70.5	118	65.6	6	85.7	4	80.0	55	66.3	63	64.9
	308	100.0	125	100.0	172	100.0	6	100.0	5	100.0	78	100.0	94	100.0	
相対的に若い（20、30歳代）保育士の割合	30%未満	36	11.7	31	24.8	5	2.9							5	5.3
	～45%未満	46	14.9	37	29.6	8	4.7	1	16.7					8	8.5
	～60%未満	63	20.5	23	18.4	39	22.7			1	20.0	12	15.4	27	28.7
	～75%未満	78	25.3	22	17.6	51	29.7	2	33.3	3	60.0	24	30.8	27	28.7
	～90%未満	63	20.5	9	7.2	52	30.2	1	16.7	1	20.0	33	42.3	19	20.2
	90%以上	22	7.1	3	2.4	17	9.9	2	33.3			9	11.5	8	8.5
（再掲）60%以上		52.9		27.2		69.8		83.3		80.0		84.6		57.4	
	316	100.0	127	100.0	177	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	94	100.0	
非正規（フル、パート、派遣）保育士の割合	30%未満	46	14.6	27	21.3	15	8.5	2	28.6	2	40.0	8	9.6	7	7.4
	30%台	42	13.3	15	11.8	26	14.7	1	14.3	0	0.0	15	18.1	11	11.7
	40%台	55	17.4	11	8.7	41	23.2	1	14.3	2	40.0	30	36.1	11	11.7
	50%台	89	28.2	33	26.0	55	31.1	0	0.0	1	20.0	26	31.3	29	30.9
	60%台	50	15.8	22	17.3	27	15.3	1	14.3	0	0.0	3	3.6	24	25.5
	70%台	22	7.0	12	9.4	9	5.1	1	14.3	0	0.0	1	1.2	8	8.5
	80%以上	12	3.8	7	5.5	4	2.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0	4	4.3
	（再掲）50%以上		54.7		58.3		53.7		42.9		20.0		36.1		69.1

		単位：圓、%														
		全体		運営主体別				社会福祉法人・所在地別								
				公営（市町村営）	社会福祉法人	学校法人	その他	札幌市内	それ以外							
		261	100.0	89	100.0	161	100.0	6	100.0	5	100.0	76	100.0	85	100.0	
年収300万円未満の正規保育士の割合	～20%未満	149	57.1	73	82.0	74	46.0	1	16.7	1	20.0	48	63.2	26	30.6	
	～40%未満	44	16.9	6	6.7	37	23.0			1	20.0	11	14.5	26	30.6	
	～60%未満	29	11.1	4	4.5	24	14.9	1	16.7			9	11.8	15	17.6	
	～80%未満	17	6.5	3	3.4	11	6.8	1	16.7	2	40.0	2	2.6	9	10.6	
	80%以上	22	8.4	3	3.4	15	9.3	3	50.0	1	20.0	6	7.9	9	10.6	
同、250万円未満割合	～20%未満	220	84.3	80	89.9	134	83.2	3	50.0	3	60.0	63	82.9	71	83.5	
	～40%未満	19	7.3	3	3.4	14	8.7	1	16.7	1	20.0	6	7.9	8	9.4	
	～60%未満	9	3.4	2	2.2	7	4.3					4	5.3	3	3.5	
	～80%未満	8	3.1	3	3.4	4	2.5	1	16.7			2	2.6	2	2.4	
	80%以上	5	1.9	1	1.1	2	1.2	1	16.7	1	20.0	1	1.3	1	1.2	
同、200万円未満割合	～20%未満	242	92.7	82	92.1	153	95.0	4	66.7	3	60.0	74	97.4	79	92.9	
	～40%未満	11	4.2	3	3.4	7	4.3			1	20.0	2	2.6	5	5.9	
	～60%未満	4	1.5	3	3.4			1	16.7							
	～80%未満	3	1.1	1	1.1	1	0.6								1	1.2
	80%以上	1	0.4					1	16.7							
		235	100.0	75	100.0	152	100.0	4	100.0	4	100.0	75	100.0	77	100.0	
年収300万円未満のフルタイム型非正規保育士の割合	～20%未満	2	0.9	1	1.3	1	0.7							1	1.3	
	～40%未満	2	0.9	1	1.3	1	0.7							1	1.3	
	～60%未満	4	1.7	2	2.7	2	1.3					1	1.3	1	1.3	
	～80%未満	3	1.3	1	1.3	2	1.3					1	1.3	1	1.3	
	80%以上	224	95.3	70	93.3	146	96.1	4	100.0	4	100.0	73	97.3	73	94.8	
同、250万円未満割合	～20%未満	23	9.8	4	5.3	18	11.8	1	25.0			11	14.7	7	9.1	
	～40%未満	6	2.6	1	1.3	5	3.3					2	2.7	3	3.9	
	～60%未満	13	5.5	4	5.3	9	5.9					6	8.0	3	3.9	
	～80%未満	23	9.8	3	4.0	20	13.2					13	17.3	7	9.1	
	80%以上	170	72.3	63	84.0	100	65.8	3	75.0	4	100.0	43	57.3	57	74.0	
同、200万円未満割合	～20%未満	104	44.3	18	24.0	83	54.6	2	50.0	1	25.0	51	68.0	32	41.6	
	～40%未満	25	10.6	5	6.7	19	12.5	1	25.0			6	8.0	13	16.9	
	～60%未満	16	6.8	6	8.0	10	6.6					6	8.0	4	5.2	
	～80%未満	11	4.7	3	4.0	8	5.3					3	4.0	5	6.5	
	80%以上	79	33.6	43	57.3	32	21.1	1	25.0	3	75.0	9	12.0	23	29.9	
		307	100.0	124	100.0	173	100.0	5	100.0	5	100.0	79	100.0	94	100.0	
フルタイム型非正規保育士の勤務上乗の有無	もうけている	97	31.6	46	37.1	51	29.5					35	44.3	16	17.0	
	とくにもうけていない	210	68.4	78	62.9	122	70.5	5	100.0	5	100.0	44	55.7	78	83.0	
		95	100.0	46	100.0	49	100.0					35	100.0	14	100.0	
同、その年数	1年	31	32.6	25	54.3	6	12.2							6	42.9	
	2年	8	8.4			8	16.3					7	20.0	1	7.1	
	3年	45	47.4	12	26.1	33	67.3					26	74.3	7	50.0	
	3年超	11	11.6	9	19.6	2	4.1					2	5.7			
			174	100.0			166	100.0	3	100.0	5	100.0	77	100.0	89	100.0
民改費（民間施設給与等改善費加算率）	4%	3	1.7			1	0.6	2	66.7					1	1.1	
	8%	29	16.7			27	16.3	1	33.3			14	18.2	13	14.6	
	10%	64	36.8			62	37.3			2	40.0	32	41.6	30	33.7	
	12%	78	44.8			76	45.8			2	40.0	31	40.3	45	50.6	
		166	100.0			157	100.0	4	100.0	5	100.0	75	100.0	82	100.0	
人件費割合（総収入額と人件費総額から算出）	65%未満	20	12.0			19	12.1	1	25.0			7	9.3	12	14.6	
	～70%未満	18	10.8			17	10.8	1	25.0			7	9.3	10	12.2	
	～75%未満	46	27.7			44	28.0	1	25.0	1	20.0	17	22.7	27	32.9	
	～80%未満	45	27.1			42	26.8	1	25.0	2	40.0	24	32.0	18	22.0	
	～85%未満	26	15.7			24	15.3			2	40.0	15	20.0	9	11.0	
85%以上	11	6.6			11	7.0					5	6.7	6	7.3		
		272	100.0	87	100.0	174	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	94	100.0	
「子ども・子育て新システム」に対する評価	非常に問題が多い	129	47.4	21	24.1	104	59.8	1	16.7	3	60.0	56	70.0	48	51.1	
	問題がある	64	23.5	25	28.7	35	20.1	3	50.0	1	20.0	15	18.8	20	21.3	
	問題点もあれば評価できる点もある	44	16.2	21	24.1	20	11.5	2	33.3	1	20.0	7	8.8	13	13.8	
	よくわからない	35	12.9	20	23.0	15	8.6					2	2.5	13	13.8	
		288	100.0	106	100.0	171	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	91	100.0	
定員の上限の撤廃について	問題がある	218	75.7	83	78.3	128	74.9	5	83.3	2	40.0	66	82.5	62	68.1	
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	12	11.3	32	18.7			2	40.0	12	15.0	20	22.0	
	問題なし	12	4.2	3	2.8	7	4.1	1	16.7	1	20.0	1	1.3	6	6.6	
	わからない	12	4.2	8	7.5	4	2.3					1	1.3	3	3.3	
		291	100.0	106	100.0	174	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	94	100.0	
給食の外部搬入の容認について	問題がある	219	75.3	79	74.5	134	77.0	2	33.3	4	80.0	70	87.5	64	68.1	
	問題があるがやむを得ない	42	14.4	16	15.1	25	14.4	1	16.7			7	8.8	18	19.1	
	問題なし	13	4.5	2	1.9	7	4.0	3	50.0			1	1.3	6	6.4	
	わからない	17	5.8	9	8.5	8	4.6					2	2.5	6	6.4	
		287	100.0	105	100.0	171	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	91	100.0	
施設の面積基準の緩和について	問題がある	214	74.6	76	72.4	131	76.6	4	66.7	3	60.0	68	85.0	63	69.2	
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	14	13.3	30	17.5	1	16.7	1	20.0	11	13.8	19	20.9	
	問題なし	10	3.5	4	3.8	4	2.3	1	16.7	1	20.0			4	4.4	
	わからない	17	5.9	11	10.5	6	3.5					1	1.3	5	5.5	

		単位：園、%													
		全体		運営主体別				社会福祉法人・所在地別							
				公営（市町村営）	社会福祉法人	学校法人	その他	札幌市内	それ以外						
		267	100.0	88	100.0	169	100.0	5	100.0	5	100.0	78	100.0	91	100.0
新システムなど「改革」が進む中での今後の職員配置	正規職の枠を維持する	110	41.2	32	36.4	73	43.2	2	40.0	3	60.0	33	42.3	40	44.0
	非正規職の枠を増やす	19	7.1			19	11.2					8	10.3	11	12.1
	まだよくわからない	138	51.7	56	63.6	77	45.6	3	60.0	2	40.0	37	47.4	40	44.0
		310	100.0	120	100.0	179	100.0	6	100.0	5	100.0	82	100.0	97	100.0
最近の保護者や子どもにみられる状況（複数回答可）	ア. 養育困難な保護者が増えている	195	62.9	72	60.0	120	67.0	2	33.3	1	20.0	54	65.9	66	68.0
	イ. 保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる	216	69.7	75	62.5	132	73.7	5	83.3	4	80.0	60	73.2	72	74.2
	ウ. 一人親世帯が増えている	229	73.9	89	74.2	130	72.6	5	83.3	5	100.0	57	69.5	73	75.3
	エ. 子どもの貧困の問題が生じている	53	17.1	16	13.3	36	20.1			1	20.0	19	23.2	17	17.5
	オ. 育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている	184	59.4	69	57.5	109	60.9	3	50.0	3	60.0	55	67.1	54	55.7
	カ. 虐待・ネグレクトのケース（疑わしいケースも含む）が増えている	114	36.8	46	38.3	63	35.2	2	33.3	3	60.0	32	39.0	31	32.0
	キ. アレルギ－児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている	252	81.3	98	81.7	143	79.9	6	100.0	5	100.0	67	81.7	76	78.4
		315	100.0	123	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
保育士の負担と関わっての、ここ数年の職場の状況（複数回答可）	ア. 新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え、負担が増している	196	62.2	74	60.2	117	65.0	2	28.6	3	60.0	60	72.3	57	58.8
	イ. 保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり、負担が増している	207	65.7	78	63.4	122	67.8	3	42.9	4	80.0	56	67.5	66	68.0
	ウ. 事務作業を行なう時間がないため、持ち帰り仕事が増えている	178	56.5	78	63.4	97	53.9	1	14.3	2	40.0	38	45.8	59	60.8
	エ. 保育士全体のスキルアップ・教育訓練が必要だが、時間・財源・人手等の確保が困難	223	70.8	90	73.2	125	69.4	7	100.0	1	20.0	56	67.5	69	71.1
	オ. 保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状（腰痛やメンタル不調など）が増えてきた	86	27.3	33	26.8	52	28.9	1	14.3			27	32.5	25	25.8
	カ. 保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で、疲弊する保育士が増えてきた	130	41.3	48	39.0	80	44.4	1	14.3	1	20.0	42	50.6	38	39.2
	キ. 正規を希望しながら長期で非正規のまま働く職員の間で意欲の低下や不満等がみられる	68	21.6	29	23.6	39	21.7					18	21.7	21	21.6
		305	100.0	117	100.0	177	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	97	100.0
ここ数年での、全体としての保育士の負担の増減	非常に増している	89	29.2	38	32.5	49	27.7	2	33.3			26	32.5	23	23.7
	増している	162	53.1	64	54.7	92	52.0	1	16.7	5	100.0	41	51.3	51	52.6
	軽減されている	7	2.3	2	1.7	5	2.8					1	1.3	4	4.1
	どちらともいえない	47	15.4	13	11.1	31	17.5	3	50.0			12	15.0	19	19.6

資料3 保育園アンケート調査票

資料回答は、貴園のことに限定してお答えください。回答の方法は、該当する数字に、原則として1つだけ○をつけてください。但し、複数回答可の設問もあります。お答えづらい設問もありますが、分折は統計的な作業を行います。どうぞありのままをお答え願います。

資料3

■貴園の概要についてお聞かせします。

問1 貴園の運営は次のどれにあてはまりますか。
 ①公営(市町村営) ②社会福祉法人 ③学校法人 ④その他()

問2 貴園の所在地(郵便局)は
 ①札幌市内 ②札幌以外の石狩 ③津島 ④増山 ⑤徳志 ⑥空知 ⑦上川
 ⑧留萌 ⑨赤谷 ⑩オホーツク ⑪胆振 ⑫日高 ⑬十勝 ⑭釧路 ⑮根室

問3 貴園の所属する法人が保有する保育園数は ①1園のみ ②複数園⇒()園を保有

問4 貴園の事業年数は次のどれにあてはまりますか。
 ①10年未満 ②10～15年未満 ③15～20年未満 ④20～25年未満
 ⑤25～30年未満 ⑥30～35年未満 ⑦35～40年未満 ⑧40年以上

問5 貴園の開所時刻から閉所時刻は(延長保育を含む)
 (A) 平日(月～金)は()時から()時まで
 (B) 土曜日は()時から()時まで

問6 貴園の定員数と、2010年10月1日現在の実際の人数を教えてください。
 定員数は()人で、現在の実際の人数は()人

問7 特別保育事業のうち、貴園で行っている全てに○をつけてください。
 ア. 延長保育 イ. 休日保育 ウ. 一時保育 エ. 乳児保育 オ. 障害児保育 カ. 夜間保育
 キ. 地域子育て支援センター ク. 保育所地域活動・補助金あり ケ. 保育所地域活動・補助金なし

問8 貴園における障がい児についてお聞かせします。
 障がい認定を受けている子は()人で、その他に「気になる子」は()人

問9 貴園における2010年10月1日時点の待機児童数は何人ですか。
 ①いない ②いる ⇒()人 ③わからない

問10 貴園では、給食の外部購入を行なっていますか。
 ①行っていない(自園調理) ②行っている

問11 2010年4月1日時点での子どもの数を年齢別に教えてください。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人	人	人	人	人	人

■貴園の保育士・労働管理等についてお聞かせします。

問1 貴園の総職員数は何人ですか () 人

問2 そのうち、「保育士」の人数について、(A)全体と男女別の人数、(B)年齢別人数、(C)雇用形態別の人数の、それぞれについて教えてください。

(A) 全体の人数と男女別人数

保育士全体	人
男性	人
女性	人

(B) 年齢別人数

20代	30代	40代	50歳以上
人	人	人	人

(C) 雇用形態別人数

a) 正規保育士	b) フルタイム型非正規保育士	c) パートタイム型非正規保育士	d) 派遣保育士
人	人	人	人

注: a) 正規保育士とは、雇用期間に定めのない正規の保育士。
 b) フルタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、正規保育士と同じ労働時間の保育士。いわゆる準職員、臨時職員など。
 c) パートタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、労働時間が正規にみえない保育士。いわゆるパートタイマーなど。
 d) 派遣保育士とは、人材派遣事業所から派遣されている保育士。

問3 平成21年における、保育士の年収(税込み)の分布を、(A) 正規保育士と (B) フルタイム型非正規保育士のそれぞれについて、教えてください。

	150万円未満	150～199万円	200～249万円	250～299万円	300～349万円	350～399万円	400～449万円	450万円以上
正規	人	人	人	人	人	人	人	人
フルタイム型非正規	人	人	人	人	人	人	人	人

問3 政府は、(A) 保育所の定員の上限の撤廃、(B) 給食の外部購入の容認、(C) 面積基準の緩和を実施してきました。これらについてどう評価していますか。評価の理由等も教えてください。

	問題がある	問題があるがやむを得ない	問題なし	わからない
A. 定員の上限の撤廃について	①	②	③	④
B. 給食の外部購入の容認について	①	②	③	④
C. 施設的面積基準の緩和について	①	②	③	④

【その理由等について】

自由記述②

問4 「新システム」など保育制度をめぐる「改革」がさらに進められようとしている中で、貴園では、正規職員の人数を維持する予定ですか、それとも非正規職員を増やす予定ですか。

- ① 正規職員の枠を維持する ② 非正規職員の枠を増やす ③ まだよくわからない

【その理由など】

自由記述③

■最後に、保育現場の状況や、保育士の負担の動向などについてお聞きします。

問1 最近の保護者やその子どもにみられる状況について、あてはまる全てに○をつけてください

- ア. 養育困難な保護者が増えている
 イ. 保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる
 ウ. 一人親世帯が増えている
 エ. 子どもの貧困の問題が生じている
 オ. 育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている
 カ. 虐待・ネグレクトのケース（緩わしいケースも含む）が増えている
 キ. アレルギー一児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている

問4 貴園におけるフルタイム型非正規保育士のことについてお聞きします。

- 1) 貴園では、フルタイム型非正規保育士の勤務年数に上限をもうけていますか。
 ① もうけている ⇒ () 年 ② とくにもうけていない
- 2) 貴園では、フルタイム型非正規保育士から正規保育士に転用された保育士はいますか。
 ① 現在はいない (0人) ② いる ⇒ () 人

問5 貴園では、出産・育児休業後も、出産前と同じ条件で働き続けている保育士はいますか。
 ① 現在はいない (0人) ② いる ⇒ () 人

問6 民間の保育園に願ってお聞きします。貴園の、平成22年度における「民間施設給与等改善費加算率」は次のどれですか。

- ① 4% ② 8% ③ 10% ④ 12%

■専業運営等の状況や、いわゆる「子ども・子育て新システム」についてお聞きします。

問1 貴園の、平成21年度（2009年度）における、(A) 総収入、(B) 総収入に対する人件費総額について、それぞれ教えてください。

- (A) 総収入（保育所運営費、補助金、雑収入など） _____ 億 _____ 万円
 (B) 人件費総額（給与、労働保険、社会保険料を含む） _____ 億 _____ 万円

問2 いわゆる「子ども・子育て新システム」が園から提示されました。「利用者・事業者の間の直接契約方式」「株式会社やNPOなど多様な事業主体の参入」「幼稚園・保育所の一体化」など多くの論点があります。こうした「新システム」の内容についてどう評価していますか。

- ① 非常に問題が多い ② 問題がある ③ 問題点もあれば評価できる点もある
 ④ 評価できる点が多い ⑤ よくわからない

【その評価について具体的に】

自由記述①

問2 保育士の負担と関わって、ここ数年の職場の状況として、あてはまる全てに○をつけてください。

- ア. 新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え、負担が増している
- イ. 保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり、負担が増している
- ウ. 事務作業を行なう時間が少ないため、持ち帰り仕事が増えている
- エ. 保育士全体のスキルアップ・教習訓練が必要だが、時間・財源・人手等の確保が困難
- オ. 保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状(腰痛やメンタル不全・うつなど)が増えている
- カ. 保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で、疲弊する保育士が増えてきた
- キ. 正病を希望しながら業務で非正規のまま働く職員の間には意欲の低下や不満等がみられる

問3 ここ数年で、全体として保育士の負担は増していますが、それとも軽減(改善)されていますか。

- ①非常に増している ②増している ③軽減されている
- ④非常に軽減されている ⑤どちらともいえない

【負担等の内容について具体的に】

自由記述④

最後に、保育現場が抱えるご苦労や改善課題、国・道・自治体への要求などご自由にご記入ください(A4の様式であれば、パソコンを使ってご記入・ご自由くださいても構いません)。調査票と一緒に同封のうえお送りください。

お忙しいところ本当に有り難うございました。

<以下、自由回答・記述のスペースとしてお使いください>

自由記述⑤